

令和8年度し尿処理施設反応槽ほか清掃点検業務委託仕様書

- 1 件 名 し尿処理施設反応槽ほか清掃点検業務委託
- 2 委託場所 酒田市広栄町三丁目 133 番地 し尿処理施設
- 3 委託期間 契約の日～令和9年2月12日（金）
- 4 目 的 本業務は、委託者が管理するし尿処理施設設備内の汚泥等引き抜き・清掃及び運搬・処分を適正に行うことを目的とする。

5 内 容

- (1) 概要 し尿処理施設設備槽内の汚泥及び沈砂物等を除去し、槽内を洗浄する。汚泥については、法令に基づき処理する。槽内点検を実施する。

(2) 清掃箇所、有効容量

清掃箇所	有効容量
し尿沈砂槽・受入槽	50 m ³
浄化槽汚泥沈砂槽・受入槽	50 m ³
No2 反応槽(浄化槽系)	405 m ³
No2 分離槽(浄化槽系)	45 m ³
沈砂洗浄槽	15 m ³

(清掃箇所 別添図面参照)

(3) 清掃残渣物の収集

清掃残渣物は、各槽から収集し、受託者が処分するものとする。

- 6 完了報告 業務完了後、完了通知書に作業日報、槽内点検結果、酸素濃度等危険・有害ガス測定記録、産業廃棄物処理に関する書類、写真（清掃作業箇所ごとに、作業前、作業中、完了後）を添付し提出するものとする。

- 7 委託料の支払 委託料は、業務完了後に支払うものとする。

受託者は、委託者が行う検査に合格した後に委託料を請求できるものとし、委託者は正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、その他関係法令並びに契約書及び本仕様書に定める事項を遵守し、清掃点検業務を行うこと。
- (2) 業務に必要な機材・消耗品等は、全て受託者の負担とする。
- (3) 業務の実施に当たり、受託者の責により、建物及び工作物等に損害を与えた時は賠償の責を負うものとする。
- (4) 受託者は、業務上必要と認められるとき(災害、火災、停電、断水等)は臨機の措置を行い、かつ措置について委託者に遅滞なく報告するものとする。
- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の期間満了後及び解除後においても同様とする。
- (6) 受託者は、委託者への作業日程等の連絡は十分余裕をもって行い、危害の発生の防止を図るとともに、当該作業に係る設備の概要、状態等を十分把握する。
- (7) 受託者は、常に現場の整理・整頓を励行し、発生する騒音、振動等については関係法令を遵守し、現場環境の保全に努めなければならない。
- (8) 委託者は、受託者の行う業務が本仕様書に適合しないと認められた場合は、受託者に対し適合するように指示することができる。
- (9) 本仕様書に定める事項に疑義が生じたときは、委託者と受託者の両者協議のうえ、これらの解決にあたるものとする。